

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠説明書(甲D第21~23号証)

平成20年11月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲D 21	ダムサイト・地すべり現地報告書	H20.10.21	高橋利明、嶋田久夫、神原禮二	鹿飛橋及び周辺の狭窄部の状況、ダムサイト周辺及び二社平地区のダム建設上の危険性等	写し
甲D 22	追加意見書(奥西一夫)	H20.9.14	奥西一夫	作成者が平成20年9月5日に前橋地裁において、ハッ場ダム建設による貯水池地すべりの危険性に関し、「(甲D11号証179ページの試料番号)の試料に関する(地すべり斜面の)安全率は、コンサルタント会社が及びについて検討した局所的な安全率の2分の1程度の安全率になってしまうことがわかりました」「局所的な安全率が2分の1ということは、全体値としても0.5強の値になるということでありまして、かなり大きな問題を呈することになります。コンサルタント会社が仮定したようにこの局所的な安全率がそのまま斜面の安全率であるという具合に考えますと、現在この斜面はもう崩れ去っているはずだということになってしまっ、明らかに不合理です。これは、局所的な安全率と斜面の全体の安全率が等しいというコンサルタント会社の仮定に問題があるのでありまして、きちんと斜面全体の安全率を評価するためには、すべり面がどういう形をしており、そして、そのすべり面に沿ってせん断抵抗力の分布がどうなっているかというのをきちんと調べなければなりません」と証言するにあたって行った安全率計算の計算過程等	写し
甲D 23	準備書面(11)	H19.4.9	茨城県知事ほか	ハッ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、被告茨城県知事らが貯水池地すべりの危険性に関し提出した準備書面11の内容	写し

以上